



「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」 第3項における長期増分費用（LRIC）方式に代わる 手法の在り方に関する検討の進め方

**令和8年 9月28日
事 務 局**

1. 接続料算定における長期増分費用（LRIC）方式の適用を廃止した場合に、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」（平成30年1月総務省策定。以下「裁定方針」という。）第3項において、有効と認められるデータの提供が行われない場合には、例えばLRIC方式を用いることとしている点をどうすべきかという点について、第一次答申の「今後の進め方」において、次のとおり整理されている。

- 音声接続料についてビル＆キープ方式を原則化した場合、非指定電気通信事業者が取得し、又は負担すべき金額に関して裁定の対象となるのは基本的※にデータ接続料と考えられるが、具体的にどのようなケースが想定されるか、まず整理することが適当。
- その上で、例えば、固定系非指定電気通信事業者が提供する加入光ファイバを他事業者が接続等により利用する場合については、第一種指定電気通信設備に係る認可接続約款に定める接続料を、移動系非指定電気通信事業者が提供するデータ伝送役務をMVNOである他事業者が卸役務等により利用する場合については、第二種指定電気通信設備に係る届出接続約款に定める接続料を、それぞれベンチマークとする等、LRIC方式に代わるベンチマークについて検討することが適当。

※ 構造的に片務的となる呼については、ビル＆キープ方式の対象外としつつ、従来のようなトラヒックに基づくコストベースでの精算方法によらない定額方式やレバニューシェア方式等、全事業者による統一的な簡素な精算方法を想定しているところ、精算方法次第では当事者が取得し、又は負担すべき金額について協議が整わず裁定の対象となる可能性がある。

2. これらに関し、今後の進め方（案）について関係事業者に意見を求めた際及び第一次答申（案）に係る意見募集において、P.3のとおり、既に一部の関係事業者から意見が示されているところ。

3. ついては、これらの意見も参考にしつつ、裁定の対象として具体的に想定されるケース等について、P.2の考え方に基づき、関係事業者の意見を聴くこととしてはどうか。

4. その上で、裁定方針第3項におけるLRIC方式に代わる手法の在り方について、事業者の予見可能性や透明性の確保といった観点も踏まえつつ、検討することとしてはどうか。

1. 第一次答申の「今後の進め方」において、「音声接続料についてビル＆キープ方式を原則化した場合、（中略）裁定の対象となるのは基本的にデータ接続料と考えられるが、具体的にどのようなケースが想定されるか、まず整理することが適当。」とされたことに対し、一部の事業者から、『現時点では特段の課題や問題は生じておらず議論する必要性は低い』、『今後、LRIC方式に代わるベンチマークの設定が必要となる状況が生じた場合に改めて検討することで良い』といった意見が示された一方、『「LRIC方式に代わるベンチマークの在り方」が重要な課題であり、可能な限り各事業者間で合意可能な基準・枠組みを確立することが必要』という意見も示されたところ。
2. 前者の意見を踏まえた場合、現時点における想定に基づきベンチマークを整理するという手法ではなく、具体的に生じた課題に対する整理をケースとして積み上げていくという手法を採ることが考えられる。
3. また、構造的に片務的となる呼の精算方法次第では、裁定の対象となる可能性があり、音声接続料についても引き続き何らかのベンチマークが必要となる可能性があるが、精算方法が確定しない段階では具体的な検討は困難と考えられる。
4. これらの状況も踏まえて、具体的なケースの整理の必要性やその進め方について、
 - ① 今後具体的な課題が生じた際に改めて整理する
 - ② あらかじめ想定されるケースを整理することが適当であるが、構造的に片務的となる呼の精算方法が確定した段階で検討する
 - ③ 現時点で想定される範囲であらかじめケースを整理するいずれの考えによるべきか、関係事業者から意見を求めることとしてはどうか。
5. あわせて、現時点で想定される範囲であらかじめケースを整理することによって、何らかの弊害が生ずる可能性があるのであれば、その点についても関係事業者から、弊害の具体的内容について聴取することとしてはどうか。
6. なお、音声接続料についてビル＆キープ方式の原則化が適用された後に、それまで未合意又は暫定合意していた過年度の音声接続料について裁定申請がなされる可能性もあることから、LRIC方式が適用されていた期間に係る音声接続料について裁定申請がなされた場合において、有効と認められるデータの提供が行われない場合には、例えばLRIC方式を用いることとする現行の裁定方針第3項が引き続き適用される旨、経過措置を設けることが適当と考えられる。

- LRIC方式の適用見直しの検討に係る今後の進め方（案）及び第一次答申（案）で提出された各事業者の意見は以下のとおり。

事業者	主な意見
NTT東西	- 業界全体における適切・公平なコスト負担の実現のためには、料金設定の根拠に対する透明性を確保することが不可欠であり、非指定事業者の接続料の妥当性を検証するためには、少なくとも需要（接続料の分母）、該当接続機能に係る資産・費用（接続料の分子）、分子分母それぞれの妥当性を示す根拠（ユーザ数や接続機能のネットワーク構成図等）に関する情報が必要。 - 仮にそれらの情報が示されない場合には、第一種・第二種指定事業者の類似機能の接続料をベンチマークとするという事務局の方針案に賛同。
アイ・ピー・エス・プロ	当社としては、「LRIC方式に代わるベンチマークの在り方」が重要な課題であると認識。適用見直しの開始までに、可能な限り各事業者間で合意可能な基準・枠組みを確立することが必要。
NTTドコモ	- ビル＆キープ方式の原則化までの間においては、現行の裁定方針を維持し、音声接続料に係る裁定申請があった場合は、裁定方針に則り裁定を行う必要。また、ビル＆キープ方式の原則化までにLRIC方式が廃止された場合、裁定方針第3項が参照するベンチマークについては今後検討が必要。 - 第二種指定電気通信設備を設置する事業者のデータ接続料は片務的な接続料であるため、裁定に至る場合は、非指定事業者からの裁定申請となるが、当該接続料は第二種指定電気通信設備接続料規則に基づき算定し、総務省による検証も受けているため、裁定に至る可能性は低い。 - ビル＆キープ方式の原則化の対象外である構造的に片務的となる呼において、今後、検討する精算方法の簡素化について事業者間の合意形成が不十分である場合は、裁定に至る蓋然性が高くなるため、総務省主導で事業者間の取りまとめを行うことが必要。
KDDI	現時点において、例示されているような音声接続料以外の接続料におけるLRIC方式に代わるベンチマークの設定が必要と考えられる状況は特段想定されないため、今後、音声接続料以外の接続料においてLRIC方式に代わるベンチマークの設定が必要となる状況が生じた場合に改めて検討することで良い。
中部テレコミュニケーション	ビル＆キープ方式の原則化後における裁定方針第3項の見直しについては、固定系非指定電気通信事業者が提供する加入光ファイバを他事業者が接続等により利用する場合、現時点では特段の課題や問題は生じていないと認識。したがって、LRIC方式に代わるベンチマークとして取り上げ、議論する必要性は低い。